

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、
翌日
がと
日
の翌
日)

目 次

- ◇条 例
 - 鳥取県立産業体育館の設置及び管理に関する条例 (商政課)
 - 鳥取県立みなとさかい交流館の設置及び管理に関する条例 (港湾課)
 - 鳥取県美術品取得基金条例 (文化課)
 - 鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例 (職員課)
 - 鳥取県税条例の一部を改正する条例 (税務課)
 - 鳥取県結核検査協議会条例の一部を改正する条例 (健康対策課)
 - 鳥取県立農業大学の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 (経営指導課)
 - 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 (住宅課)
 - 貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例 (会計課)
 - 警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 (警務課)
 - 鳥取県行政財産使用料条例等の一部を改正する条例 (総務課)
 - 知事等の退職手当に関する条例及び教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例 (職員課)
 - 職員の退職手当に関する条例の特例に関する条例を廃止する条例 (警務課)

公布された条例のあらまし

◇鳥取県立産業体育館の設置及び管理に関する条例

一 目的 (第一条関係)

この条例は、鳥取県立産業体育館の設置及び管理に関する事項について定めることを目的とするものとした。

二 設置 (第二条関係)

集会、展示会、スポーツ等の用に供し、もって産業とスポーツの振興を図るため、鳥取県立産業体育館 (以下「産業体育館」という。) を次のとおり設置することとした。

名 称	位 置
鳥取県立鳥取産業体育館	鳥 取 市
鳥取県立米子産業体育館	米 子 市

三 利用の許可 (第三条関係)

産業体育館を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならないこととした。

四 行為の制限等 (第四条関係)

1 産業体育館においては、その施設設備を毀損する等の行為をしてはならないこととした。

2 知事は、1に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、産業体育館への入館を拒み、又は産業体育館からの退去を命ずることができることとした。

五 措置命令 (第五条関係)

知事は、産業体育館の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、利用者に対し、必要な措置を命ずることができることとした。

六 利用許可の取消し(第六条関係)

知事は、利用者が利用許可の条件に違反したときその他特定の事由に該当すると認めるときは、利用許可を取り消すことができることとした。

七 使用料の徴収(第七条関係)

産業体育館の利用については、所定の使用料を徴収することとした。

八 使用料の減免(第八条関係)

知事は、特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができることとした。

九 管理の委託(第九条関係)

知事は、産業体育館の施設設備の保全及び利用者への応接に関する事務を財団法人鳥取県体育協会に委託することとした。

十 規則への委任(第十条関係)

この条例に定めるもののほか、産業体育館の管理に関する事項は、規則で定めることとした。

十一 施行期日

1 この条例は、平成九年四月一日から施行することとした。

2 九の適用については、この条例の施行の日から平成十一年三月三十一日までの間、九中「財団法人鳥取県体育協会」とあるのは「財団法人鳥取県福祉事業団」とすることとした。

◇鳥取県立みなとさかい交流館の設置及び管理に関する条例

一 目的(第一条関係)

この条例は、鳥取県立みなとさかい交流館の設置及びその管理に関する事項について定めることを目的とすることとした。

二 設置(第二条関係)

県民の港湾に対する理解を促進し、海を通じた交流の発展に資するため、鳥取県立みなとさかい交流館(以下「交流館」という。)を境港市に設置するこ

ととした。

三 利用の許可(第三条関係)

交流館のマリンプラザ二十一又は会議室を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならないこととした。

四 行為の制限等(第四条関係)

1 交流館においては、その施設設備等を毀損する等の行為をしてはならないこととした。

2 知事は、1に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、交流館への入館を拒み、又は交流館からの退去を命ずることができることとした。

五 措置命令(第五条関係)

知事は、交流館の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、利用者に対し、必要な措置を命ずることができることとした。

六 利用許可の取消し(第六条関係)

知事は、利用者が利用許可の条件に違反したときその他特定の事由に該当すると認めるときは、利用許可を取り消すことができることとした。

七 使用料の徴収(第七条関係)

交流館のマリンプラザ二十一又は会議室の利用については、所定の使用料を徴収することとした。

八 使用料の減免(第八条関係)

知事は、特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができることとした。

九 管理の委託(第九条関係)

知事は、交流館の施設設備及び展示物の保全並びに利用者への応接に関する事務を境港管理組合に委託することとした。

十 規則への委任(第十条関係)

この条例に定めるもののほか、交流館の管理に関し必要な事項は、規則で定めることとした。

十一 施行期日

この条例は、平成九年七月一日から施行することとした。

◇鳥取県美術品取得基金条例

一 設置（第一条関係）

美術品を円滑かつ効率的に取得するため、鳥取県美術品取得基金（以下「基金」という。）を設置することとした。

二 基金の額（第二条関係）

1 基金の額は、五億円とすることとした。

2 必要があるときは、予算の定めるところにより、基金の額を増額することができることとした。

3 2により増額が行われたときは、基金の額は、増額相当額増加するものとする事とした。

三 管理（第三条関係）

基金に属する現金は、金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法によりこれを管理しなければならないこととした。

四 運用益金の整理（第四条関係）

基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して整理するものとする事とした。

五 繰替運用（第五条関係）

知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる事とした。

六 委任（第六条関係）

この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定めることとした。

七 施行期日等

- 1 この条例は、平成九年四月一日から施行することとした。
- 2 鳥取県美術品取得基金条例は、廃止することとした。

◇鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例

一次のとおり、職員の定数を見直すこととした。

区 分	定 数	
	現 行	改 正 後
教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員	二、三三一人	二、三三二人
県立学校の職員	二、〇九二人	二、〇九三人
県立学校の職員以外の職員	二二九人	二二九人
監査委員の事務局の職員	一〇人	一一人
県費負担教職員	四、三七一人	四、三八五人

二 この条例は、平成九年四月一日から施行することとした。

◇鳥取県税条例の一部を改正する条例

一 地方税法、地方税法施行令、地方税法施行規則、鳥取県税条例等に規定する徴収金の賦課徴収及び過料に関する知事の権限に属する事務のうち県税事務所長に委任しない事務に、地方消費税に関するものを加えることとした。

二 その他所要の規定の整備を行うこととした。

三 この条例は、平成九年四月一日から施行することとした。

◇鳥取県結核診査協議会条例の一部を改正する条例

一 結核診査協議会の名称を次のとおり改めることとした。（第一条関係）

現 行	改 正 後
鳥取県鳥取・郡家保健所結核検査協議会 鳥取県米子・根雨保健所結核検査協議会	鳥取県鳥取保健所結核検査協議会 鳥取県米子保健所結核検査協議会

- 二 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 三 この条例は、平成九年四月一日から施行することとした。

◇鳥取県立農業大学の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

- 一 県立農業大学校（以下「大学校」という。）の設置目的に、広く農業者等の生涯学習及び国際交流を推進することを加えることとした。（第一条関係）
- 二 大学校に研究課程及び専門技術課程を置くこととした。（第三条関係）
- 三 養成課程に在籍する者の授業料の額を年額一万千八百四十円（現行 年額一万千六百二十円）に引き上げるとともに、研究課程及び専門技術課程に在籍する者に対しても授業料（年額一万千八百四十円）を徴収することとした。（第五条関係）
- 四 大学校の施設を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならないこととした。（新第六条、別表関係）
- 五 四の許可を受けた者に対しては、規則で定めるところにより、所定の使用料を徴収することとした。（新第七条、別表関係）
- 六 知事は特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、授業料及び使用料を減額し、又は免除することができることとした。（第八条関係）
- 七 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 八 一 この条例は、規則で定める日から施行することとした。ただし、二及び三並びに二から四までは、平成九年四月一日から施行することとした。
- 二 鳥取県立農業技術研修施設の設置及び管理に関する条例及び鳥取県立営農研修館の設置及び管理に関する条例は、廃止することとした。
- 三 鳥取県改良普及員資格試験条例について所要の規定の整備を行うこととした。

- 4 所要の経過措置を講ずることとした。

◇鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

- 一 住宅種別区分の廃止（第二条関係）
- 第一種県営住宅と第二種県営住宅の種別区分を廃止することとした。
- 二 入居者資格（第五条、第五条の二関係）
- 1 入居者が身体障害者である場合その他の特に居住の安定を図る必要があるものである場合には、一般の入居者よりも高い入居収入基準を定めるものとする。一
- 2 災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に賃貸し、又は転貸するため整備した県営住宅については、一般の入居者よりも高い入居収入基準を定めるものとする。
- 3 公営住宅の借上げに係る契約の終了又は公営住宅の用途の廃止により当該公営住宅の明渡しをしようとする入居者が、他の県営住宅に入居の申込みをした場合には、その者については入居者資格を具備する者とみなすものとする。
- 三 家賃の決定方法（第九条の四関係）
- 1 家賃は、毎年度、入居者からの収入の申告に基づき、当該入居者の収入及び当該県営住宅の立地条件等に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で算出した額とすることとした。
- 2 近傍同種の住宅の家賃は、毎年度、近傍同種の住宅の時価等を勘案して算出した額とすることとした。
- 四 収入超過者等に対する家賃等（第二十一条、新第二十一条の三関係）
- 1 収入超過者の毎月の家賃は、収入超過の認定に係る期間、当該収入超過者の収入を勘案し、近傍同種の住宅の家賃以下で算出した額とすることとした。
- 2 高額所得者の毎月の家賃は、高額所得の認定に係る期間、近傍同種の住宅

の家賃とすることとした。

3 二の3の入居者が公営住宅の明渡しに伴い他の県営住宅に入居したときは、明渡しをすべき公営住宅に入居していた期間は、新たに入居した他の県営住宅の入居期間に通算して、収入超過者等に係る規定を適用することとした。

五 県営住宅建替事業等に係る家賃の特例(第二十二條の四、第二十二條の五関係)

1 県営住宅建替事業に伴って、県営住宅を明け渡し、新たに整備された県営住宅に入居する者の家賃が、従前の県営住宅の最終の家賃を超える場合には、所要の負担調整を講ずるものとした。

2 公営住宅の用途の廃止により、他の県営住宅に入居する者の家賃が、従前の公営住宅の最終の家賃を超える場合には、所要の負担調整を講ずるものとするものとした。

六 県営住宅の明渡し(第二十四條関係)

1 知事は、不正の行為によって県営住宅に入居した者に対して、県営住宅に入居した日から明渡し請求の日までの期間については近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払った家賃の額との差額を、請求の日の翌日から明渡しを行う日までの期間については近傍同種の住宅の家賃の額の二倍に相当する額以下の金銭を徴収することができるものとした。

2 知事は、県営住宅の借上げの期間が満了するときは、入居者に対して明渡しを請求することができるものとし、当該請求を行う場合には、当該請求を行う六月前までに、当該入居者にその旨を通知しなければならないものとするものとした。

七 社会福祉法人等による県営住宅の使用等(第二十四條の二、第二十四條の十関係)

1 知事は、社会福祉法人等が県営住宅を使用して社会福祉事業等を行うことが必要であると認める場合においては、当該社会福祉法人等に対して、県営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、県営住宅の使用

を許可することができるものとするものとした。

2 知事は、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に定める入居者資格を具備する者に対し、特定優良賃貸住宅の不足等の事由により県営住宅を使用させることが必要であると認める場合においては、県営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、県営住宅の使用をさせることができるものとするものとした。

3 1及び2に係る手続その他必要な事項を定めるものとした。

八 若年単身者の入居(附則第四項関係)

自分の間、県営住宅の入居者資格については、当該県営住宅の入居者に同居親族がない場合においても入居者資格を具備するものとみなすものとするものとした。

九 施行期日等

1 この条例は、平成九年四月一日から施行することとした。

2 改正前の条例の規定により設置された県営住宅についての入居者資格、家賃の決定等に関する規定については平成十年三月三十一日までは適用せず、同年四月一日から適用するものとするものとした。

3 改正後の条例の規定により決定された家賃の額が、従前の家賃の額を超える入居者に対しては、平成十年から三年間は所要の負担調整措置を講ずるものとするものとした。

4 その他所要の経過措置を講ずることとした。

5 鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例について所要の規定の整備を行うものとした。

◇貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

一 専修学校及び各種学校(現行 理容美容学校)に係る専修学校等奨学資金(現行 理容美容学校奨学資金)の借受者について、同資金の返還に係る債務を免除することができるものとするものとした。

- 二 専修学校に係る育英奨学資金の借受者についても同資金の返還に係る債務を免除することができるものとした。
- 三 この条例は、平成九年四月一日から施行することとした。

◇警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

- 一 警察職員の特殊勤務手当を支給する作業に次の作業を加えることとした。
(第三条、第四条関係)

作業の区分	作業手当の上限額
身辺警護等作業	勤務一日につき 六百四十円 (人事委員会が定めるものにあつては、千百五十円)
海外犯罪情報収集作業	勤務一日につき 八百四十円

- 二 犯罪予防、捜査及び被疑者の逮捕の作業等に係る月額の手当の支給を受ける職員が一の作業に従事したときは、人事委員会規則で定める額の作業手当を支給することとした。(第四条の二関係)
- 三 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇鳥取県行政財産使用料条例等の一部を改正する条例

- 一 使用料及び手数料の額の改定(第一条、第三十四条関係)
次の使用料及び手数料の額を引き上げることとした。
- 1 行政財産使用料
- 2 県民文化会館使用料
- 3 童謡館多目的ホール利用料
- 4 鳥取空港着陸料等

- 5 保健所、食肉衛生検査所及び衛生研究所の使用料及び手数料
- 6 境港通動寮並びに岩井長者寮及び福原荘の使用料並びに皆生小児療育センター及び鳥取療育園の使用料及び手数料
- 7 軍歴証明手数料
- 8 健康増進センター使用料
- 9 精神保健福祉センター手数料
- 10 浄化槽保守点検業者登録申請等手数料
- 11 ふく処理師又はふく調理師試験手数料
- 12 興行場営業許可申請手数料
- 13 工業試験場手数料
- 14 食品加工研究所手数料
- 15 改良普及員資格試験受験手数料
- 16 農業試験場手数料
- 17 家畜人工授精師講習手数料
- 18 家畜商講習手数料
- 19 林業試験場手数料及び使用料
- 20 林業改良指導員資格試験受験手数料
- 21 境港水産物地方卸売市場使用料
- 22 境港水産会館使用料
- 23 漁港施設占用料
- 24 道路占用料
- 25 都市公園使用料
- 26 港湾施設使用料
- 27 工業用水道利用料金
- 28 病院使用料及び手数料
- 29 青少年社会教育施設使用料
- 30 生涯学習センター使用料

- 31 博物館展示室等使用料
 - 32 社会体育施設使用料等
 - 33 倉吉体育文化会館使用料等
 - 34 自動車等運転適性検査手数料
- 二 施設の管理の委託先の改正（第八条、第二十五条、第三十二条及び第三十三条関係）

施設の管理を委託している法人の名称変更又は事業の移管に伴い、管理の委託先を次のとおり改めることとした。

施設の名称	管 理 の 委 託 先	
	現 行	改 正 後
(一) 東郷湖羽合臨海公園	財団法人鳥取県都市公園協会	財団法人鳥取県観光事業団
(二) 鳥取駅前風紋広場	財団法人鳥取市公園協会	財団法人鳥取市公園・スポーツ施設協会
(三) 屋内プール及び倉吉体育文化会館	財団法人鳥取県福祉事業団	財団法人鳥取県体育協会

三 施行期日等

- 1 この条例は、平成九年四月一日から施行することとした。ただし、一の26は同年五月一日から、二の(三)は平成十一年四月一日から施行することとした。
- 2 一の27の改定に伴う所要の経過措置を講ずることとした。

◇知事等の退職手当に関する条例及び教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

- 一 知事等の退職手当に関する条例の一部改正
 - 1 教育長の退職手当（第三条の四関係）
 - (一) 教育長が退職した場合の退職手当の額は、退職日における給料月額に、教育長としての勤続期間に応じ、一月につき百分の三十五を乗じて得た額

とすることとした。

- (二) 教育長の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、知事、副知事及び出納長と同様の取扱いとすることとした。

- (三) 国家公務員から引き続き教育長になった者等の退職手当について、副知事と同様の特例を設けることとした。

2 退職手当の返納等（第二条関係）

- (一) 退職した知事等が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたときは、支給した退職手当の一部又は全部を返納させることができることとした。

- (二) 知事等を故意に死亡させた者及び先順位又は同順位の遺族を故意に死亡させた者については、退職手当の支給を受けることができる遺族から除外することとした。

3 その他

所要の規定の整備を行うこととした。

二 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正

- 行政職給料表の十一級の職務にある者の例によることとしていた教育長の給与について、次のとおりとすることとした。

- (一) 教育長に支給する給与は、別に条例で定めるもののほか、給料、通勤手当及び期末手当とすることとした。

- (二) 教育長の給料の額は、月額八十四万五千円を超えない範囲内において教育委員会が知事と協議して定めることとした。

- (三) 教育長の通勤手当の額は、一般職の職員の例による額とすることとした。

- (四) 教育長の期末手当の額は、給料月額の百分の百四十五に相当する額に一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とすることとした。

三 施行期日等

- 1 この条例は、平成九年四月一日から施行することとした。ただし、一の2は、公布の日から施行することとした。

2 職員の退職手当に関する条例及び職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について所要の改正を行うこととした。

条 例

鳥取県立産業体育館の設置及び管理に関する条例をここに公布する。

平成九年三月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第一号

鳥取県立産業体育館の設置及び管理に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第一項の規定に基づき、鳥取県立産業体育館の設置及びその管理に関する事項について定めることを目的とする。

(設置)

第二条 集会、展示会、スポーツ等の用に供し、もつて産業とスポーツの振興を図るため、鳥取県立産業体育館（以下「産業体育館」という。）を次のとおり設置する。

名	称	位	置
鳥取県立鳥取産業体育館		鳥	取
鳥取県立米子産業体育館		米	子
			市

(利用の許可)
 第三条 産業体育館を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

(行為の制限等)

第四条 産業体育館においては、次の行為をしてはならない。

一 産業体育館の施設設備を毀損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。

二 所定の場所以外の場所において喫煙し、又は飲食をすること。

三 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。

四 その他知事が別に定める行為

2 知事は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、産業体育館への入館を拒み、又は産業体育館からの退去を命ずることができる。

(措置命令)

第五条 知事は、産業体育館の適正な管理を図るため必要があるときは、第三条の規定による許可（以下「利用許可」という。）を受けた者（以下「利用者」という。）に対し、必要な措置を命ずることができる。

(利用許可の取消し)

第六条 知事は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を取り消すことができる。

一 この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分違反したとき。

二 前条の命令に従わないとき。

三 利用許可の条件に違反したとき。

四 詐欺その他不正の行為により利用許可を受けたとき。

五 その他産業体育館の管理上支障がある行為をし、又はそのおそれがあるとき。

(使用料の徴収)

第七条 産業体育館の利用については、別表に定めるところにより、使用料を徴収する。（使用料の減免）

第八条 知事は、特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。

(管理の委託)

第九条 知事は、産業体育館の施設設備の保全及び利用者の応接に関する事務を財団法人鳥取県体育協会に委託する。

(規則への委任)

第十条 この条例に定めるもののほか、産業体育館の管理に関する事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成九年四月一日から施行する。

2 第九条の規定の適用については、この条例の施行の日から平成十一年三月三十一日までの間、同条中「財団法人鳥取県体育協会」とあるのは「財団法人鳥取県福祉事業団」とする。

別表(第七条関係)

一 施設使用料

1 体育館使用料

区 分	金 額	
	単 位	額
アマチュア・スポーツ活動 入場料等を徴	全面一時間につき	午前九時から 午後六時まで 七六〇円
	二分の一時間につき	午後六時から 午後十時まで 一、一五〇円
	三分の一時間につき	二六〇円
	小体育館全面一時間につき	七七〇円
大体育館全面一時間につき	一九〇円	
大体育館全面一時間につき	三、六九〇円	

2 会議室等使用料
鳥取県立米子産業体育館

区 分	金 額	
	単 位	額
トレーニング室兼会議室及び中会議室 営利を目的としない場合	全面一時間につき	午前九時から 午後六時まで 七四〇円
	全面一時間につき	午後六時から 午後十時まで 九三〇円
営利を目的とする場合	全面一時間につき	九八〇円
	全面一時間につき	一、二三〇円
入場料等を徴しないとき	全面一時間につき	一、四九〇円
入場料等を徴するとき	全面一時間につき	一、八七〇円

利用 一般	利用 専用		
	学生又は一般人	児童又は中学校の生徒	
学生又は一般人	営利を目的とする場合	入場料等を徴するとき	小体育館 全面一時間につき 三六〇円
	営利を目的とする場合	入場料等を徴するとき	大体育館 全面一時間につき 一〇、三五〇円
児童又は中学校の生徒	営利を目的とする場合	入場料等を徴するとき	小体育館 全面一時間につき 二、五三〇円
	営利を目的とする場合	入場料等を徴するとき	大体育館 全面一時間につき 四、二四〇円
学生又は一般人	営利を目的とする場合	入場料等を徴するとき	小体育館 全面一時間につき 一、八四〇円
	営利を目的とする場合	入場料等を徴するとき	大体育館 全面一時間につき 二、六、七七〇円
児童又は中学校の生徒	営利を目的とする場合	入場料等を徴するとき	小体育館 全面一時間につき 一、六八〇円
	営利を目的とする場合	入場料等を徴するとき	大体育館 全面一時間につき 四、五、七〇〇円
学生又は一般人	営利を目的とする場合	入場料等を徴するとき	小体育館 全面一時間につき 一、〇、〇九〇円
	営利を目的とする場合	入場料等を徴するとき	大体育館 全面一時間につき 一、七、五三〇円
児童又は中学校の生徒	営利を目的とする場合	入場料等を徴するとき	小体育館 全面一時間につき 三、九、七一〇円
	営利を目的とする場合	入場料等を徴するとき	大体育館 全面一時間につき 六、九、〇六〇円
学生又は一般人	営利を目的とする場合	入場料等を徴するとき	小体育館 全面一時間につき 六、六四〇円
	営利を目的とする場合	入場料等を徴するとき	大体育館 全面一時間につき 一、一、六八〇円
児童又は中学校の生徒	営利を目的とする場合	入場料等を徴するとき	小体育館 全面一時間につき 二、六、七〇〇円
	営利を目的とする場合	入場料等を徴するとき	大体育館 全面一時間につき 四、五、七〇〇円
学生又は一般人	営利を目的とする場合	入場料等を徴するとき	小体育館 全面一時間につき 三、八四〇円
	営利を目的とする場合	入場料等を徴するとき	大体育館 全面一時間につき 六、七七〇円
児童又は中学校の生徒	営利を目的とする場合	入場料等を徴するとき	小体育館 全面一時間につき 一、五、五五〇円
	営利を目的とする場合	入場料等を徴するとき	大体育館 全面一時間につき 二、六、七〇〇円
学生又は一般人	営利を目的とする場合	入場料等を徴するとき	小体育館 全面一時間につき 二、二、二四〇円
	営利を目的とする場合	入場料等を徴するとき	大体育館 全面一時間につき 四、二、四〇〇円
児童又は中学校の生徒	営利を目的とする場合	入場料等を徴するとき	小体育館 全面一時間につき 一、〇、〇六〇円
	営利を目的とする場合	入場料等を徴するとき	大体育館 全面一時間につき 一、八、〇六〇円
学生又は一般人	営利を目的とする場合	入場料等を徴するとき	小体育館 全面一時間につき 一、〇、〇六〇円
	営利を目的とする場合	入場料等を徴するとき	大体育館 全面一時間につき 一、八、〇六〇円
児童又は中学校の生徒	営利を目的とする場合	入場料等を徴するとき	小体育館 全面一時間につき 一、〇、〇六〇円
	営利を目的とする場合	入場料等を徴するとき	大体育館 全面一時間につき 一、八、〇六〇円

備考

小会議室		する場合	
営利を目的とする場合	営利を目的としない場合	入場料等を徴収するとき。	入場料等を徴収しないとき。
入場料等を徴収するとき。	入場料等を徴収しないとき。	入場料等を徴収するとき。	入場料等を徴収しないとき。
一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき
七四〇円	五七〇円	三六〇円	二九〇円
九三〇円	七一〇円	四七〇円	三五〇円

- 1 利用時間が一時間未満であるとき、又は利用時間に一時間未満の端数があるときは、一時間として計算するものとする。
 - 2 冷房又は暖房をしたときは、この表に定める使用料の額に知事が別に定める額を加算するものとする。
 - 3 体育館を専用利用の方法で利用する場合において知事が必要と認める照度以上の照明をしたときは、この表に定める使用料の額に知事が別に定める額を加算するものとする。
 - 4 体育館を専用利用の方法で利用する場合において、次に掲げる時間帯に連続して利用するときの使用料の額は、この表に定める使用料の額に、(1)に掲げる時間帯にあつては百分の九十五、(2)に掲げる時間帯にあつては百分の九十を乗じて得た額とする。この場合において、当該連続利用に係る使用料の額に十円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- (1) 午前九時から正午まで、正午から午後六時まで又は午後六時から午後十時まで
- (2) 午前九時から午後六時まで、正午から午後十時まで又は午前九時から午後十時まで
- 二 設備使用料
設備の価格等を勘案して知事が別に定める額

三 スポーツ教室参加料

区 分	金 額
児童又は中学校の生徒	一人一課程につき 七六〇円
高等学校の生徒	一人一課程につき 一、〇三〇円
学生又は一般人	一人一課程につき 一、二九〇円

鳥取県立みなとさかい交流館の設置及び管理に関する条例をここに公布する。

平成九年三月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第二号

鳥取県立みなとさかい交流館の設置及び管理に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第一項の規定に基づき、鳥取県立みなとさかい交流館の設置及びその管理に関する事項について定めることを目的とする。

(設置)

第二条 県民の港湾に対する理解を促進し、海を通じた交流の発展に資するため、鳥取県立みなとさかい交流館(以下「交流館」という。)を境港市に設置する。

(利用の許可)

第三条 交流館のマリンプラザ二十一又は会議室を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

(行為の制限等)

第四条 交流館においては、次の行為をしてはならない。

- 一 交流館の施設設備又は展示物を毀損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。
- 二 許可を受けないで交流館の展示物を模写し、又は撮影すること。
- 三 所定の場所以外の場所において喫煙し、又は飲食をすること。
- 四 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。
- 五 その他知事が別に定める行為

2 知事は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、交流館への入館を拒み、又は交流館からの退去を命ずることができる。

(措置命令)

第五条 知事は、交流館の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、第三条の規定による許可（以下「利用許可」という。）を受けた者（以下「利用者」という。）に対し、必要な措置を命ずることができる。

(利用許可の取消し)

第六条 知事は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を取り消すことができる。

- 一 この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分違反したとき。
- 二 前条の命令に従わなとき。
- 三 利用許可の条件に違反したとき。
- 四 詐欺その他不正の行為により利用許可を受けたとき。
- 五 その他交流館の管理上支障がある行為をし、又はそのおそれがあるとき。

(使用料の徴収)

第七条 交流館のマリンプラザ二十一又は会議室の利用については、別表に定めるところにより、使用料を徴収する。

(使用料の減免)

第八条 知事は、特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。

(管理の委託)

第九条 知事は、交流館の施設設備及び展示物の保全並びに利用者への応接に関する事務を境港管理組合に委託する。

(規則への委任)

第十条 この条例に定めるもののほか、交流館の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成九年七月一日から施行する。
別表（第七条関係）

区	分	金 額	
		区	分
マリン プラザ 二十一	個人	児童又は中学校の生徒	一人一回につき 一〇〇円
	団体（二十人以上のものに限る。）	高等学校の生徒、学生又は一般人	一人一回につき 二〇〇円
		児童又は中学校の生徒	一人一回につき 八〇円
	会議室	高等学校の生徒、学生又は一般人	一人一回につき 一六〇円
			一時間につき 八二〇円

備考 使用時間が一時間未満であるとき、又は使用時間に一時間未満の端数があるときは、一時間として計算するものとする。

鳥取県美術品取得基金条例をここに公布する。

平成九年三月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第三号

鳥取県美術品取得基金条例

(設置)

第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十一条の規定に基づき、美術品を円滑かつ効率的に取得するため、鳥取県美術品取得基金(以下「基金」といふ。)を設置する。

(基金の額)

第二条 基金の額は、五億円とする。

2 必要があるときは、予算の定めるところにより、基金の額を増額することができる。

3 前項の規定により増額が行われたときは、基金の額は、増加額相当額増加するものとする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法によりこれを管理しなければならない。

(運用益金の整理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して整理するものとする。

(繰替運用)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成九年四月一日から施行する。

(鳥取県美術品取得基金条例の廃止)

2 鳥取県美術品取得基金条例(昭和五十四年三月鳥取県条例第二号)は、廃止する。

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成九年三月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第四号

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例

鳥取県職員定数条例(平成六年三月鳥取県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「二千三百二十一人」を「二千三百二十二」に、「二千九十二人」を「二千九十三人」に改め、同項第四号中「十人」を「十一人」に改め、同項第十一号中「四千三百七十一人」を「四千三百八十五人」に改める。

附 則

この条例は、平成九年四月一日から施行する。

鳥取県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成九年三月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第五号

鳥取県税条例の一部を改正する条例

鳥取県税条例(昭和二十九年五月鳥取県条例第二十六号)の一部を次のように改正す

る。

第五条第一項第四号及び第五号中「行なう」を「行う」に改め、同項中第十四号を第十五号とし、第六号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 地方消費税に関する事項

附 則

この条例は、平成九年四月一日から施行する。

鳥取県結核診査協議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成九年三月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第六号

鳥取県結核診査協議会条例の一部を改正する条例

鳥取県結核診査協議会条例（昭和二十六年九月鳥取県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。

第一条の二を削る。

第二条の表中「鳥取県鳥取・郡家保健所結核診査協議会」を「鳥取県鳥取保健所結核診査協議会」に改め、「及び郡家保健所」を削り、「鳥取県米子・根雨保健所結核診査協議会」を「鳥取県米子保健所結核診査協議会」に改め、「及び根雨保健所」を削る。

附 則

この条例は、平成九年四月一日から施行する。

鳥取県立農業大学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成九年三月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第七号

鳥取県立農業大学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立農業大学校の設置及び管理に関する条例（昭和五十九年三月鳥取県条例第七号）の一部を次のように改正する。

第二条中「養成するとともに」を「育成・確保し、及び」に改め、「資する」の下に「とともに、広く農業者等の生涯学習及び国際交流を推進する」を加える。

第三条の表養成課程の項の次に次のように加える。

研究課程	二年
専門技術課程	一年

第五条第一項中「養成課程」の下に「、研究課程及び専門技術課程」を加え、同条第二項中「一万千六百二十円」を「一万千八百四十円」に改める。

第六条を次のように改める。

（利用の許可）

第六条 別表に定める施設並びにグラウンド及びテニスコート（以下「グラウンド等」という。）を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

第七条を第九条とし、第六条の次に次の二条を加える。

（使用料の徴収）

第七条 前条の許可を受けた者（グラウンド等の利用許可を受けた者を除く。）に対し
 ては、規則で定めるところにより、別表に定める額の使用料を徴収する。
 （授業料及び使用料の減免）
 第八条 知事は、特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、授業
 料及び使用料を減額し、又は免除することができる。
 附則の次に次の別表を加える。
 別表（第六条、第七条関係）

一 施設使用料

区	分	使用料		
		単位	金額	
棟	大教室	一時間につき	一、一八〇円	
	第一教室	一時間につき	四一〇円	
	第二教室	一時間につき	四三〇円	
	第三教室	一時間につき	四七〇円	
	第四教室	一時間につき	四七〇円	
	情報処理室	一時間につき	六一〇円	
	会議室	一時間につき	六四〇円	
	農産加工室	一時間につき	五〇〇円	
	午前九時から午後六時までの利用	一時間につき	二六〇円	
	午後六時から午後十時までの利用	一時間につき	七八〇円	
学生寮棟	第一セミナー室	一時間につき	五〇〇円	
	第二セミナー室	一時間につき	二九〇円	
	控室	一時間につき	一五〇円	
	交流ホール	一時間につき	一、七八〇円	
	研修 利用	全室利用	一時間につき	六二〇円
		二分の一室利用	一時間につき	三一〇円

備考

一 利用時間が一時間未満であるとき、又は利用時間に一時間未満の端数があるときは、一時間として計算するものとする。

二 国際農業交流館の研修室を研修利用し、かつ、宿泊利用する場合の使用料の額は、それぞれの利用に係る使用料の額を合算した額とする。

二 設備使用料

設備の価格等を勘案して知事が別に定める額

附則

（施行期日）

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第三条及び第五条の改正規定並びに次項から附則第四項までの規定は、平成九年四月一日から施行する。

（鳥取県立農業技術研修施設の設置及び管理に関する条例等の廃止）

2 鳥取県立農業技術研修施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年三月鳥取県条例第十八号）及び鳥取県立営農研修館の設置及び管理に関する条例（昭和四十三年三月鳥取県条例第六号）は、廃止する。

（鳥取県改良普及員資格試験条例の一部改正）

3 鳥取県改良普及員資格試験条例（昭和二十七年十二月鳥取県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第三号及び第四号中「都道府県立農業者研修教育施設」を「都道府県立農業

国際農業交流館		研修室	
和室	洋室	利用	宿泊
学生又は一般人	児童又は中学生若しくは高等学校の生徒	学生又は一般人	児童又は中学生若しくは高等学校の生徒
一人一泊につき	一人一泊につき	一人一泊につき	一人一泊につき
一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	三〇〇円

者研修教育施設養成部門」に改める。

(鳥取県改良普及員資格試験条例の一部改正に伴う経過措置)

4 前項の規定の施行前に同項の規定による改正前の鳥取県改良普及員資格試験条例第四号第三号及び第四号に規定する都道府県立農業者研修教育施設において農業又は家政に関する正規の課程を修めて卒業した者は、同項の規定による改正後の鳥取県改良普及員資格試験条例第四号第三号及び第四号に規定する都道府県立農業者研修教育施設養成部門において農業又は家政に関する正規の課程を修めて卒業した者とみなす。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成九年三月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第八号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例(昭和三十四年十二月鳥取県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

第二条中第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とし、第五号及び第六号を削り、同条第七号中「第二条第八号」を「第二条第九号」に改め、同条中同号を第三号とし、第八号を第四号とし、同条第九号中「第二条第十一号」を「第二条第十五号」に改め、同条中同号を第五号とし、第十号を第六号とする。

第三条中「県営住宅の種類」ごとに、建設場所を「供給場所」に改め、「ラジオ」を削る。

第四条中第六号を削り、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 公営住宅の借上げに係る契約の終了
第四条第七号を次のように改める。

七 現に公営住宅に入居している者(以下この号において「既存入居者」という。)の同居者の人数が増減があつたこと又は既存入居者若しくは同居者が加齢、病気等によつて日常生活に身体の機能上の制限を受けることとなつたことにより、知事が入居者を募集しようとしている県営住宅に当該既存入居者が入居することが適切であること。

第四条中第八号を削り、同条第九号中「同種の」を削り、「入れかわる」を「入れ替わる」に改め、同号を同条第八号とする。

第五条中「規則で定める者にあつては第二号及び第三号、災害により滅失した住宅に居住していた者等として規則で定める者」を「令第六条第一項で定める者(次条第二項において「老人等」という。)にあつては第二号及び第三号、被災市街地復興特別措置法(平成七年法律第十四号)第二十一条に規定する被災者等」に改め、同条第二号を次のように改める。

二 その者の収入がイ、ロ又はハに掲げる場合に応じ、それぞれイ、ロ又はハに掲げる金額を超えないこと。

イ 入居者が身体障害者である場合その他の令第六条第二項で定める場合 令第六条第三項第一号に規定する金額

ロ 県営住宅が、法第八条第一項若しくは第三項若しくは激甚災害に対処するため特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第五十号)第二十二条第一項の規定による国の補助に係るもの又は法第八条第一項各号の一に該当する場合において知事が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 令第六条第三項第二号に規定する金額

ハ イ及びロに掲げる場合以外の場合 令第六条第三項第三号に規定する金額
第五条の次に次の一条を加える。

(入居者資格の特例)
第五条の二 公営住宅の借上げに係る契約の終了又は公営住宅の用途の廃止により当該

公営住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い他の県営住宅に入居の申込みをした場合においては、その者は、前条各号に掲げる条件を具備する者とみなす。

2 前条第二号に掲げる県営住宅の入居者は、同条各号(老人等にあつては、同条第二号及び第三号)に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から三年間は、なお、当該災害により住宅を失つた者でなければならない。

第六条の見出し中「申込み」の下に「及び決定」を加え、同条中「前条」を「前二条」に改め、同条に次の二項を加える。

2 知事は、入居者を決定したときは、その旨を入居者として決定した者(以下「入居決定者」という。)に対し通知するものとする。

3 知事は、借上げに係る県営住宅の入居者を決定したときは、当該入居決定者に対し、当該県営住宅の借上げの期間の満了時に当該県営住宅を明け渡さなければならない旨を通知しなければならない。

第七条第五項を削る。

第八条第二項後段中「前条第五項」を「第六条第二項及び第三項」に改める。

第九条の二第二項中「するときは」の下に「、公営住宅法施行規則(昭和二十六年建設省令第十九号)第十条で定めるところにより」を加え、同条第二項を削る。

第九条の三第一項中「同居の親族を残して」を削り、「当該同居の親族」を「その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者」に、「入居しよう」とを「居住しよう」と、「同居の親族は、規則で定めるところにより、入居の承継について」を「入居者と同居していた者は、公営住宅法施行規則第十一条で定めるところにより、」に改める。

第九条の四及び第九条の五を次のように改める。

(家賃の決定)

第九条の四 家賃は、毎年度、次条第二項の規定により認定された収入の額(同条第三項の規定により更正された場合には、その更正後の収入の額。第十九条第一項及び第二項において同じ。)に基づき、近傍同種の住宅の家賃の額(第三項の規定により定

められたものをいう。以下同じ。)以下で令第二条に規定する方法により算出した額とする。ただし、入居者からの収入の申告がない場合において、第二十二条第一項の規定による請求を行ったにもかかわらず、当該入居者が、その請求に応じないときは、当該県営住宅の家賃は近傍同種の住宅の家賃とする。

2 令第二条第一項第四号に規定する事業主体の定める数値は、規則で定める。

3 第一項の近傍同種の住宅の家賃は、毎年度、令第三条に規定する方法により算出した額とする。

(収入の申告等)

第九条の五 入居者は、毎年度、規則で定めるところにより、収入を申告しなければならない。

2 知事は、前項の規定による収入の申告に基づき、収入の額を認定し、当該額を入居者に通知するものとする。

3 入居者は、前項の認定に対し、知事に意見を述べることができる。この場合において、知事は、意見の内容を審査し、正当の事由があると認めるときは当該認定を更正し、その旨を入居者に通知するものとする。

第十条第一項中「(第二十四条第一項の明渡ししの請求があつたときは、同条第二項の規定による指定期日)」を「(第二十一条の二第二項又は第二十二条の二第一項の明渡ししの請求があつたときは明渡ししの期限として指定した日又は明け渡した日のいずれか早い日、第二十四条第一項の明渡ししの請求があつたときは請求のあつた日)」に改める。

第十一条第二項中「、割増賃料」を削る。

第十二条第一号中「(第五条第一号に規定する親族を含む。以下本条及び第二十一条の二第三項において同じ。)」を「又は同居者(以下「入居者等」という。)」に、「とき」を「とき。」に改め、同条第二号中「入居者」を「入居者等」に、「とき」を「とき。」に改め、同条第三号中「入居者」を「入居者等」に、「うけたとき」を「受けたとき。」に改め、同条第四号中「とき」を「とき。」に改める。

第十三条第二項中「建設」を「整備」に改める。

第十四条第一項中「第十五条」を「次条」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、借上げに係る県営住宅の修繕に要する費用については、別に定めるものとする。

第十九条を次のように改める。

(収入超過者等に関する認定)

第十九条 知事は、毎年度、第九条の五第二項の規定により認定した入居者の収入の額が第五条第二号の金額を超え、かつ、当該入居者が県営住宅に引き続き三年以上入居しているときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を当該入居者に通知するものとする。

2 知事は、第九条の五第二項の規定により認定した入居者の収入の額が最近二年間引き続き令第九条の金額を超え、かつ、当該入居者が県営住宅に引き続き五年以上入居している場合にあつては、当該入居者を高額所得者として認定し、その旨を当該入居者に通知するものとする。

3 入居者は、前二項の認定に対し、知事に意見を述べることができる。この場合において、知事は、意見の内容を審査し、正当の事由があると認めるときは当該認定を更正し、その旨を当該入居者に通知するものとする。

第十九条の二を削る。

第二十一条を次のように改める。

(収入超過者に対する家賃)

第二十一条 第十九条第一項の規定により収入超過者と認定された入居者は、第九条の四第一項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間(当該入居者が期間中に県営住宅を明け渡した場合にあつては当該認定の効力が生じる日から当該明渡しの日までの間)、毎月、次項に規定する方法により算出した額を家賃として支払わなければならない。

2 知事は、前項に定める家賃を算出しようとするときは、収入超過者の収入を勘案し、近傍同種の住宅の家賃以下で、令第八条第二項に規定する方法によらなければならない。

3 第十条及び第十二条の規定は、第一項の家賃について準用する。

第二十一条の二第三項を削り、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同条中同

項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の期限は、同項の規定による請求をする日の翌日から起算して六月を経過した日以後の日でなければならない。

第二十一条の二第四項第一号から第三号までの規定中「入居者」を「入居者等」に改める。

第二十一条の三を第二十一条の四とし、第二十一条の二の次に次の一条を加える。

(高額所得者に対する家賃等)

第二十一条の三 第十九条第二項の規定により高額所得者と認定された入居者は、第九条の四第一項及び第二十一条第一項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間(当該入居者が期間中に県営住宅を明け渡した場合にあつては、当該認定の効力が生じる日から当該明渡しの日までの間)、毎月、近傍同種の住宅の家賃を支払わなければならない。

2 前条第一項の規定による請求を受けた高額所得者が同項の期限が到来しても県営住宅を明け渡さない場合には、知事は、同項の期限が到来した日の翌日から当該県営住宅の明渡しを行う日までの期間について、近傍同種の住宅の家賃の額の二倍に相当する額以下で知事が定める額の金銭を徴収することができる。

3 第十条の規定は第一項の家賃について、第十二条の規定は同項の家賃及び前項の金銭について、それぞれ準用する。

第二十一条の四の次に次の一条を加える。

(期間通算)

第二十一条の五 知事が第五条の二第一項の規定による申込みをした者を他の県営住宅に入居させた場合における第十九条から前条までの規定の適用については、その者が公営住宅の借上げに係る契約の終了又は法第四十四条第三項の規定による公営住宅の用途の廃止により明渡しをすべき公営住宅に入居していた期間は、その者が当該他の県営住宅に入居している期間に通算する。

2 知事が第二十二条の三の規定による申込みをした者を県営住宅建替事業により新たに整備された県営住宅に入居させた場合における第十九条から前条までの規定の適用

については、その者が県営住宅建替事業により除却すべき県営住宅に入居していた期間は、その者が当該新たに整備された県営住宅に入居している期間に通算する。

第二十二條第一項中「第十二條」を「第九條の四第一項、第二十一條第一項若しくは第二十一條の三第一項の規定による家賃の決定、第十二條(第二十一條第三項又は第二十一條の三第三項において準用する場合を含む。)」に改め、「第二十一條の規定による割増賃料の徴収」を削り、「前條」を「第二十一條の四」に、「第二十三條の八」を「第四十條」に改める。

第二十二條の二第四項中「第二十三條の八第一項」を「第四十條第一項」に改め、同条中同項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 第二十一條の三第二項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同項中「高額所得者」とあるのは「入居者」と読み替えるものとする。

第二十二條の三の見出し中「建設される」を「整備される」に改め、同条中「第二十三條の八第一項」を「第四十條第一項」に、「建設される」を「整備される」に改め、同条の次に次の二條を加える。

(県営住宅建替事業に係る家賃の特例)

第二十二條の四 知事は、前條の申込みにより県営住宅の入居者を新たに整備された県営住宅に入居させる場合において、新たに入居する県営住宅の家賃が従前の県営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第九條の四第一項、第二十一條第一項又は第二十一條の三第一項の規定にかかわらず、令第十一條で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

(公営住宅の用途の廃止による他の県営住宅への入居の際の家賃の特例)

第二十二條の五 知事は、法第四十四條第三項の規定による公営住宅の用途の廃止による公営住宅の除却に伴い当該公営住宅の入居者を他の県営住宅に入居させる場合において、新たに入居する県営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第九條の四第一項、第二十一條第一項又は第二十一條の三第一項の規定にかかわらず、令第十一條

で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

第二十四條第一項中「第五号」を「第六号」に、「同居の親族が第六号」を「同居者が第七号」に、「入居者又は同居の親族」を「入居者等」に改め、同項第二号中「又は割増賃料」を削り、同項第三号中「き損した」を「毀損した」に改め、同項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 県営住宅の借上げの期間が満了するとき。

第二十四條第二項中「入居者又は同居の親族は、知事が指定する期日までに」を「入居者等は、速やかに、」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 知事は、第一項第一号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額を、請求の日の翌日から当該県営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の二倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。

第二十四條に次の二項を加える。

4 知事は、第一項第二号から第五号まで又は第七号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、毎月、当該請求を受けた者に対し、請求の日の翌日から当該県営住宅の明渡しを行う日までの期間について、近傍同種の住宅の家賃の額の二倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。

5 知事は、県営住宅が第一項第六号の規定に該当することにより同項の請求を行う場合には、当該請求を行う日の六月前までに、その旨を通知しなければならない。

第二十四條の次に次の十一條を加える。

(社会福祉法人等による県営住宅の使用の許可)

第二十四條の二 知事は、社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)第二十二條に規定する社会福祉法人その他公営住宅法第四十五條第一項の事業等を定める省令(平成八年厚生省・建設省令第一号)第二條に規定する者(以下「社会福祉法人等」という。)が県営住宅を使用して同令第一條に規定する事業(以下「社会福祉事業等」という。)を行うことが必要であると認める場合においては、当該社会福祉法人等に

対して、県営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、県営住宅の使用を許可することができる。

2 知事は、前項の許可に条件を附することができる。

(使用手続)

第二十四条の三 社会福祉法人等は、前条第一項の規定による県営住宅の使用の許可を受けようとするときは、知事の定めるところにより、県営住宅の使用目的、使用期間その他当該県営住宅の使用に係る事項を記載した書面により、知事に申請しなければならない。

2 知事は、社会福祉法人等から前項の申請があつた場合には、当該申請に対する処分を決定し、当該社会福祉法人等に対して、許可する場合にあつてはその旨及び県営住宅の使用開始可能日を、許可しない場合にあつてはその旨及び理由を通知するものとする。

3 社会福祉法人等は、前項の規定により、県営住宅の使用を許可する旨の通知を受けたときは、知事の指定する日までに県営住宅の使用を開始しなければならない。

(使用料)

第二十四条の四 社会福祉法人等は、毎月、近傍同種の住宅の家賃以下で知事が定める額の使用料を支払わなければならない。

2 社会福祉法人等が社会福祉事業等において県営住宅を現に使用する者から徴収することとなる家賃相当額の合計は、前項の知事が定める額を超えてはならない。

(準用)

第二十四条の五 社会福祉法人等による県営住宅の使用に当たつては、第十条、第十一条、第十三条から第十八条まで、第二十二條の二及び第二十三條の規定を準用する。

この場合において、これらの規定中「家賃」とあるのは「使用料」と、「入居者」とあるのは「社会福祉法人等」と、第十条第一項中「第九条第三項」とあるのは「第二十四條の三第二項」と、「入居可能日」とあるのは「使用開始可能日」と、「第二十四條第一項」とあるのは「第二十四條の八」と読み替えるものとする。

(報告の請求)

第二十四条の六 知事は、県営住宅の適正かつ合理的な管理を行うために必要があると認めるときは、当該県営住宅を使用している社会福祉法人等に対して、当該県営住宅の使用状況を報告させることができる。

(申請内容の変更)

第二十四条の七 県営住宅を使用している社会福祉法人等は、第二十四条の三第一項の規定による申請の内容に変更が生じた場合は、速やかに、知事に報告しなければならない。

(使用許可の取消し)

第二十四条の八 知事は、次に掲げる場合においては、県営住宅の使用許可を取り消すことができる。

- 一 社会福祉法人等が使用許可の条件に違反したとき。
- 二 県営住宅の適正かつ合理的な管理に支障があると認めるとき。

(特定優良賃貸住宅法第三條第四号イ又はロに掲げる者による県営住宅の使用)

第二十四条の九 知事は、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成五年法律第五十二号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。)第六條に規定する特定優良賃貸住宅その他の特定優良賃貸住宅法第三條第四号イ又はロに掲げる者の居住の用に供する賃貸住宅の不足その他の特別の事由により県営住宅を同号イ又はロに掲げる者に使用させることが必要であると認める場合においては、県営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、県営住宅をこれらの者に使用させることができる。

(管理)

第二十四条の十 知事は、県営住宅を前條の規定に基づいて使用させる場合にあつては、当該県営住宅を特定優良賃貸住宅法第十八條第二項の建設省令で定める基準に従つて管理するものとする。

(家賃)

第二十四条の十一 第二十四條の九の規定による使用に供される県営住宅の毎月の家賃は、第九条の四第一項、第二十一條第一項又は第二十一條の三第一項の規定にかかわらず、当該県営住宅の入居者の収入を勘案し、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で知

事が定める。

2 前項の入居者の収入については、第九条の五の規定を準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第二十四条の十一第一項」と読み替えるものとする。

3 第一項の近傍同種の住宅の家賃については、第九条の四第三項の規定を準用する。この場合において、同項中「第一項」とあるのは「第二十四条の十一第一項」と読み替えるものとする。

(準用)

第二十四条の十二 第二十四条の九の規定による県営住宅の使用については、第三条、第四条、第六条から第九条の三まで、第十条から第十八条まで及び第二十二條から第二十四条までの規定を準用する。この場合において、第六条第一項中「前二条」とあるのは「第二十四条の九」と、第十条第一項中「第二十一条の二第一項又は第二十二條の二第一項」とあるのは「第二十二條の二第一項」と、第二十二條第一項中「第九条の四第一項、第二十一条第一項若しくは第二十一条の三第一項の規定による家賃の決定、第十二条(第二十一条第三項又は第二十一条の三第三項において準用する場合を含む。)の規定による家賃若しくは敷金の減免若しくは徴収の猶予、第二十一条の二第一項の規定による明渡し請求、第二十一条の四の規定によるあつせん等」とあるのは「第二十四条の十一の規定による家賃の決定、第十二条の規定による家賃若しくは敷金の減免若しくは徴収の猶予」と読み替えるものとする。

第二十五条中「第二十三條」を「第三十三條」に改める。
第二十八條中「又は割増賃料」を削り、「若しくは」を「又は」に改める。
附則第四項を次のように改める。

4 当分の間、県営住宅に係る第五条の規定の適用については、当該県営住宅の入居者が、現に同居し、又は同居しようとする親族がない場合においても同条第一号の条件を具備する者とみなす。
附則第五項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成九年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正前の鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例(以下「旧条例」という。)の規定に基づいて設置された県営住宅又は共同施設については、平成十年三月三十一日までの間は、この条例による改正後の鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例(以下「新条例」という。)第三条、第四条第八号、第五条、第五条の二、第九条の二から第十三条まで、第十九条、第二十一条から第二十二條の五まで及び第二十四條の規定は適用せず、旧条例第三条、第四条第六号、第七号及び第九号、第五条、第九条の二から第十三条まで、第十九条、第十九條の二、第二十一条から第二十二條の三まで、第二十四条並びに附則第四項及び第五項の規定は、なおその効力を有する。

3 新条例第九条の四第一項、第二十一条第一項又は第二十一条の三第一項の規定による家賃の決定に關し必要な手続その他の行為は、前項の県営住宅又は共同施設については、同項の規定にかかわらず、平成十年三月三十一日以前においても、それぞれ新条例の例によりすることができる。

4 平成十年四月一日において現に附則第二項の県営住宅に入居している者の平成十年度から平成十二年度までの各年度の家賃の額は、その者に係る新条例第九条の四第一項本文又は第十二條の規定による家賃の額(以下「新家賃額」という。)が旧条例第九条の四、第九条の五又は第十二條の規定による家賃の額(以下「旧家賃額」という。)を超える場合にあっては新家賃額から旧家賃額を控除して得た額に次の表の上欄に掲げる年度の区分に応じ同表の下欄に定める負担調整率を乗じて得た額に、旧家賃額を加えて得た額とし、その者に係る新条例第二十一条又は第二十一条の三第一項若しくは第三項の規定による家賃の額(以下「収入超過者等家賃額」という。)が旧家賃額に旧条例第二十一条の規定による割増賃料の額(以下「割増賃料額」という。)を加えて得た額を超える場合にあっては収入超過者等家賃額から旧家賃額及び割増賃料額を控除して得た額に同表の上欄に掲げる年度の区分に応じ同表の下欄に定める負担調整率を乗じて得た額に、旧家賃額及び割増賃料額を加えて得た額とする。

年度の区分	負担調整率
平成十年度	〇・二五
平成十一年度	〇・五
平成十二年度	〇・七五

5 平成十年四月一日において、附則第二項の県営住宅に知事の承認を得て同居し、又は居住している者は、それぞれ新条例第九条の二又は第九条の三第一項の知事同居又は入居の承認の承認を受けたものとみなす。

6 平成十年四月一日前に旧条例の規定によつてした請求、手続その他の行為は、新条例の相当規定によつてしたものとみなす。

(鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正)

7 鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例(昭和四十三年三月鳥取県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第二条第四号」を「第二条第二号」に改め、同条第二号中「第二条第八号」を「第二条第四号」に改める。

第四条第三項中「第五号まで」を「第六号まで」に、「県営住宅条例第二条第五号に規定する第一種県営住宅の入居資格の収入の上限」を「十九万八千円」に改める。

第五条中「災害により滅失した住宅に居住していた者等として規則で定める者」を「被災市街地復興特別措置法(平成七年法律第十四号)第二十一条に規定する被災者等」に改め、同条第二号中「県営住宅条例第二条第五号に規定する第一種県営住宅の入居資格の収入の上限」を「十九万八千円」に改める。

第六条第一項中「県営住宅条例第二十四条第二項に規定する指定期日」を「請求のあつた日」に改める。

第八条中「第九条の三」を「第九条の二」に、「及び第二十四条」を「並びに第二十四条第一項、第二項及び第四項」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、県営住宅条例第二十四条第四項中「第一項第二号」とあるのは「第一項第一号」とする。

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成九年三月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第九号

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例(昭和四十四年十月鳥取県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

本則の表理美容学校奨学資金の項貸付金の種類の欄中「給付金」を「給付金」に改め、同表理美容学校奨学資金の項貸付金の種類の欄中「又は大学」を「大学又は専修学校」に改める。

附 則

この条例は、平成九年四月一日から施行する。

警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成九年三月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第十号

警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

警察職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和二十九年七月鳥取県条例第四十号)の一

部を次のように改正する。

第三条第一項に次の二号を加える。

十八 身辺警護等作業

十九 海外犯罪情報収集作業

第三条第二項中「第十七号」を「第十九号」に改める。

第四条第一項第十号中「前条第一項第十七号」の下に「又は第十九号」を加え、同項に次の二号を加える。

十一 前条第一項第十八号に掲げる作業（次号に掲げるものを除く。） 勤務一日につき六百四十円

十二 前条第一項第十八号に掲げる作業（人事委員会が定めるものに限る。） 勤務一日につき千五百十円

第四条の二第二項中「又は第八号から第十二号まで」を「第八号から第十二号まで、第十八号又は第十九号」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第一項に規定する警察職員が第三条第一項第十八号又は第十九号に掲げる作業に従事したときは、同項の規定にかかわらず、当該作業に係る日額の作業手当を支給する。

この場合において、当該作業に係る日額の作業手当の額は、人事委員会規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県行政財産使用料条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成九年三月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第十一号

鳥取県行政財産使用料条例等の一部を改正する条例

（鳥取県行政財産使用料条例の一部改正）

第一条 鳥取県行政財産使用料条例（昭和三十九年三月鳥取県条例第七号）の一部を次のように改正する。

別表の二中「六、四九〇円」を「六、六一〇円」に、「二、一一二〇円」を「二、一六〇円」に、「一、三二〇円」を「一、三三〇円」に改め、同表の備考第八号中「百分の百三」を「百分の百五」に改める。

（鳥取県立県民文化会館の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第二条 鳥取県立県民文化会館の設置及び管理に関する条例（平成五年三月鳥取県条例第二号）の一部を次のように改正する。

別表の一の1中備考以外の部分を次のように改める。

1 ホール等使用料

区 分	金 額			
	午前 の使用料	午後 の使用料	夜間 の使用料	全日 の使用料
入場料を徴収しないとき及び入場料の最高額が千円以下のとき。	三、六〇円	六五、二〇〇円	八一、五〇〇円	二六三、〇〇円
入場料の最高額が千円を超え三千円以下のとき。	四一、三八〇円	八四、七六〇円	一〇五、九五〇円	二二一、九〇〇円
平日に利用する場合 入場料の最高額が三千円を超え五千円以下のとき。	五二、一六〇円	一〇四、三〇〇円	一三〇、四〇〇円	三六〇、八〇〇円
大 休 日 入場料を徴収しないとき及び入場料の最高額が千円以下のとき。	六五、二〇〇円	一三〇、四〇〇円	一六三、〇〇〇円	三三六、〇〇〇円
大 休 日 入場料の最高額が千円を超え三千円以下のとき。	三九、二〇〇円	七八、二四〇円	九七、八〇〇円	一九五、六〇〇円
大 休 日 入場料の最高額が千円を超え五千円以下のとき。	五〇、八五〇円	一〇一、七二〇円	一二七、一四〇円	二五四、二八〇円
大 休 日 入場料の最高額が三千円を超え五千円以下のとき。	六二、五九〇円	一二五、一八〇円	一五六、四八〇円	三二二、九六〇円

第 一 楽 屋	第 二 楽 屋	第 三 楽 屋	第 四 楽 屋	第 五 楽 屋	第 六 楽 屋	第 七 楽 屋	第 八 楽 屋	小 休 日 利 用 する 場合				平 日 利 用 する 場合			
								入場料の最高額が千円を越え三千円以下のとき。		入場料の最高額が千円を越え五千円以下のとき。		入場料の最高額が千円を越え三千円以下のとき。		入場料の最高額が千円を越え五千円以下のとき。	
								入場料の最高額が千円を越え三千円以下のとき。	入場料の最高額が千円を越え五千円以下のとき。	入場料の最高額が千円を越え三千円以下のとき。	入場料の最高額が千円を越え五千円以下のとき。	入場料の最高額が千円を越え三千円以下のとき。	入場料の最高額が千円を越え五千円以下のとき。	入場料の最高額が千円を越え三千円以下のとき。	入場料の最高額が千円を越え五千円以下のとき。
三八〇円	三二〇円	四八〇円	五三〇円	一、二〇〇円	七七〇円	四八〇円	四四〇円	七、七〇〇円	九、一〇〇円	一、四〇〇円	二、四〇〇円	二、八〇〇円	三、八〇〇円	七、二四〇円	七、二四〇円
七、七〇円	六、五〇円	九、七〇円	一、〇六〇円	二、四〇〇円	一、五四〇円	九、七〇円	八、九〇円	二、七〇〇円	二、八〇〇円	二、四〇〇円	二、四〇〇円	二、四〇〇円	二、四〇〇円	二、五、六〇〇円	二、五、六〇〇円
九、六〇円	八、一〇円	一、三二〇円	一、三二〇円	三、〇〇〇円	一、九三〇円	一、三二〇円	一、二二〇円	三、三〇〇円	三、八〇〇円	三、八〇〇円	三、八〇〇円	三、八〇〇円	三、八〇〇円	三、九、二〇〇円	三、九、二〇〇円
一、九三〇円	一、六三〇円	二、四四〇円	二、六五〇円	六、〇一〇円	三、八七〇円	二、四四〇円	二、二四〇円	四、四〇〇円	五、〇〇〇円	四、四〇〇円	四、四〇〇円	四、四〇〇円	四、四〇〇円	四、五、〇〇〇円	四、五、〇〇〇円

第 九 楽 屋	五九〇円	一、一八〇円	一、四七〇円	二、九五〇円
第 十 楽 屋	六九〇円	一、三八〇円	一、七三〇円	三、四六〇円
楽 屋 事 務 室	二四〇円	四八〇円	六一〇円	一、二三〇円
リ ハ ー サ ル 室	四、七〇〇円	九、四一〇円	一、七七〇円	三、五四〇円
第 一 練 習 室	五五〇円	一、一〇〇円	一、三七〇円	二、七五〇円
第 二 練 習 室	六七〇円	一、三四〇円	一、六八〇円	三、三六〇円
第 三 練 習 室	一、〇八〇円	二、一六〇円	二、七〇〇円	五、四〇〇円
第 四 練 習 室	一、四六〇円	二、九三〇円	三、六七〇円	七、三四〇円

別表の一の2中「二六、六〇〇円」を「二七、一〇〇円」に、「五三、二〇〇円」を「五四、二二〇円」に、「三三、七九〇円」を「三三、八六〇円」に、「一、七六〇円」を「一、七九〇円」に、「三三、九七〇円」を「四、〇四〇円」に、「八八〇円」を「八九〇円」に改める。

（鳥取県立童謡館の設置及び管理に関する条例の一部改正）
 第三条 鳥取県立童謡館の設置及び管理に関する条例（平成七年三月鳥取県条例第二号）の一部を次のように改正する。

別表の二中「一、八〇〇円」を「一、八三〇円」に、「三、六〇〇円」を「三、六六〇円」に、「四、五〇〇円」を「四、五八〇円」に、「五、四〇〇円」を「五、五〇〇円」に、「八、一〇〇円」を「八、一五〇円」に、「九、〇〇〇円」を「九、一七〇円」に改める。

（鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部改正）
 第四条 鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例（昭和四十二年七月鳥取県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「百分の百三」を「百分の百五」に改める。
 別表第二の一の中「一、二七八円二〇銭」を「一、三〇三元」に改め、同表の二の一の中「五、一五〇円」を「五、二五〇円」に、「三、〇九〇円」を「三、一五〇円」に、「一〇、四〇〇円」を「一〇、四五〇円」に、「一一、六〇〇円」を「一一、六五〇円」に改める。

円」に改め、同表の二の2中「二、五八〇円」を「二、六三〇円」に、「一、五五〇円」を「一、五八〇円」に、「一、三二〇円」を「一、三三〇円」に改め、同表の二の3中「五、一五〇円」を「五、二五〇円」に、「三、〇九〇円」を「三、一五〇円」に、「一、三二〇円」を「一、三三〇円」に改める。

(保健所、食肉衛生検査所及び衛生研究所の使用料及び手数料の徴収に関する条例の一部改正)

第五条 保健所、食肉衛生検査所及び衛生研究所の使用料及び手数料の徴収に関する条例(昭和四十四年三月鳥取県条例第九号)の一部を次のように改正する。

第二条中「百分の百三」を「百分の百五」に改める。

別表中「五三〇円」を「五四〇円」に、「四一〇円」を「四二〇円」に、「一、一四〇円」を「一、一六〇円」に、「三、六三〇円」を「三、七〇〇円」に、「六四〇円」を「六六〇円」に、「二、五〇〇円」を「二、五五〇円」に、「九、三二〇円」を「九、四九〇円」に、「三、〇九〇円」を「三、一五〇円」に、「八〇〇円」を「八一〇円」に、「七、四〇〇円」を「七、五四〇円」に、「一〇、七九〇円」を「一一、〇〇〇円」に、「二、六六〇円」を「二、七二〇円」に、「三、六七〇円」を「三、七四〇円」に、「七、八〇〇円」を「七、九五〇円」に、「八、六五〇円」を「八、八二〇円」に、「二、九九〇円」を「三、〇五〇円」に、「一三、八五〇円」を「一四、一二〇円」に、「二、〇九〇円」を「二、一三〇円」に、「一七、八三〇円」を「一八、一八〇円」に、「六、七二〇円」を「六、八四〇円」に、「一八、三八〇円」を「一八、七四〇円」に、「七、一四〇円」を「七、二八〇円」に、「一九、六九〇円」を「二〇、〇七〇円」に、「四、二三〇円」を「四、三二〇円」に、「五〇〇円」を「五一〇円」に、「三、二二〇円」を「三、二七〇円」に、「一、一一〇円」を「一、一四〇円」に、「三、四六〇円」を「三、五二〇円」に、「九、一八〇円」を「九、三六〇円」に、「一六、一〇〇円」を「一六、四二〇円」に、「六、四〇〇円」を「六、五三〇円」に、「一七、一〇〇円」を「一七、四四〇円」に、「五、九〇〇円」を「六、〇一〇円」に、「一八、一〇〇円」を「一八、四五〇円」に、「二五、〇〇〇円」を「二五、四九〇円」に、「一、四四〇円」を「一、四七〇円」に、「五二〇円」を「五三〇円」に、「三、五三

〇円」を「三、五八〇円」に、「一六、六七〇円」を「一六、九八〇円」に、「三、五八〇円」を「三、六五〇円」に、「一九、三一〇円」を「一九、六七〇円」に、「五、五七〇円」を「五、六八〇円」に、「一九、四九〇円」を「一九、八六〇円」に、「四、九四〇円」を「五、〇四〇円」に、「三三、八九〇円」を「三三、三七〇円」に、「二、一四〇円」を「二、一八〇円」に、「一、一七〇円」を「一、一九〇円」に、「二、一〇円」を「二、一五〇円」に、「一、三〇〇円」を「一、三三〇円」に、「五、〇六〇円」を「五、一六〇円」に、「二、八三〇円」を「二、八八〇円」に、「二、三九〇円」を「二、四四〇円」に、「六、二八〇円」を「六、四〇〇円」に、「七、四三〇円」を「七、五八〇円」に、「三四、五〇〇円」を「三五、一七〇円」に、「二、五五〇円」を「二、六〇〇円」に、「二二、四六〇円」を「二二、七〇〇円」に、「一、六一〇円」を「一、六四〇円」に、「二二、五九〇円」を「二二、六四〇円」に、「一、八一〇円」を「一、八三〇円」に、「八、〇八〇円」を「八、一四〇円」に、「三、三七〇円」を「三、四四〇円」に、「一〇、一六〇円」を「一〇、三六〇円」に、「二、九四〇円」を「二、九九〇円」に、「八、七七〇円」を「八、九四〇円」に、「二九、三七〇円」を「二九、七五〇円」に、「五、九五〇円」を「六、〇六〇円」に、「九〇〇円」を「九二〇円」に、「一、一三〇円」を「一、一六〇円」に、「一三、五一〇円」を「一三、七六〇円」に、「五、三六〇円」を「五、四七〇円」に、「五、一四〇円」を「五、二三〇円」に、「六、一一〇円」を「六、二三〇円」に、「三九、三四〇円」を「四〇、一一〇円」に、「四三〇円」を「四四〇円」に、「五、三四〇円」を「五、四四〇円」に、「二二、一六〇円」を「二二、五七〇円」に、「一、七一〇円」を「一、七四〇円」に、「四、五二〇円」を「四、六〇〇円」に、「二七、九八〇円」を「二八、三三〇円」に、「二五、三四〇円」を「二五、六四〇円」に、「一、九〇〇円」を「一、九四〇円」に、「四、七七〇円」を「四、八七〇円」に、「六、七九〇円」を「六、九三〇円」に改める。

(鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第六条 鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「百分の百三」を「百分の百五」に改める。

第六条中「一万九千七百七十円」を「一万九千九百円」に改める。

別表第一中「四、三二〇円」を「四、三〇〇円」に、「八、七五〇円」を「八、九二〇円」に、「二六、〇六〇円」を「二六、三八〇円」に改める。

別表第二中「一、八五〇円」を「一、八九〇円」に、「二、〇六〇円」を「二、一〇〇円」に、「三、七〇〇円」を「三、七八〇円」に改める。

別表第三中「一六一、九八〇円」を「一六三、七六〇円」に、「一六〇、九八〇円」を「一六二、七六〇円」に、「一六二、九八〇円」を「一六四、七六〇円」に改める。

(鳥取県軍歴証明手数料条例の一部改正)

第七条 鳥取県軍歴証明手数料条例(昭和三十五年四月鳥取県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

第二条中「六百五十円」を「六百六十円」に改める。

(鳥取県立健康増進センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第八条 鳥取県立健康増進センターの設置及び管理に関する条例(昭和五十年七月鳥取県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

別表の一中「三、六三〇円」を「三、七〇〇円」に、「四、一三〇円」を「四、三〇〇円」に、「一、三九〇円」を「一、四一〇円」に、「五八〇円」を「五九〇円」に、「百分の百三」を「百分の百五」に改め、同表の二中「六七〇円」を「六八〇円」に、「一、〇一〇円」を「一、〇二〇円」に、「七〇〇円」を「七一〇円」に、「五九〇円」を「六〇〇円」に、「一、一八〇円」を「一、二〇〇円」に改め、同表の五中「三、八九〇円」を「三、九六〇円」に、「七、七九〇円」を「七、九三〇円」に改める。

(鳥取県立精神保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第九条 鳥取県立精神保健福祉センターの設置及び管理に関する条例(平成三年五月鳥取県条例第十四号)の一部を次のように改正する。

別表中「四百十円」を「四百二十円」に改める。

(鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正)

第十条 鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(昭和六十年七月鳥取県条例第

二十号)の一部を次のように改正する。

第十七条第一号中「三万三千円」を「三万三千七百七十円」に改め、同条第二号中「二万五千円」を「二万五千六十円」に改める。

(ふぐの取扱等に関する条例の一部改正)

第十一条 ふぐの取扱等に関する条例(昭和三十四年三月鳥取県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一号中「八千九百七十円」を「九千四十円」に改める。

(鳥取県興行場法施行条例の一部改正)

第十二条 鳥取県興行場法施行条例(昭和五十九年七月鳥取県条例第十六号)の一部を次のように改正する。

第五条中「一万八千円」を「一万八千三十円」に、「六千六百円」を「六千六百十円」に改める。

(鳥取県工業試験場手数料条例の一部改正)

第十三条 鳥取県工業試験場手数料条例(昭和三十年三月鳥取県条例第九号)の一部を次のように改正する。

別表中「一、一三〇円」を「一、一五〇円」に、「二、八七〇円」を「二、九二〇円」に、「五、七四〇円」を「五、八五〇円」に、「三、九四〇円」を「四、〇一〇円」に、「二、一七〇円」を「二、三二〇円」に、「一、七四〇円」を「一、七七〇円」に、「四、四五〇円」を「四、五三〇円」に、「一、九二〇円」を「一、九五〇円」に、「三、六一〇円」を「三、六八〇円」に、「七、八七〇円」を「八、〇二〇円」に、「四、四一〇円」を「四、四九〇円」に、「二、三七〇円」を「二、四一〇円」に、「一、七六〇円」を「一、七九〇円」に、「七三〇円」を「七三〇円」に、「一、四六〇円」を「一、四八〇円」に、「八八〇円」を「八九〇円」に、「四、八〇〇円」を「四、八九〇円」に、「四、九八〇円」を「五、〇七〇円」に、「二、〇五〇円」を「二、〇九〇円」に、「六一〇円」を「六二〇円」に、「三、七四〇円」を「三、八一〇円」に、「四、四三〇円」を「四、五一〇円」に、「七〇〇円」を「七一〇円」に、「一、三四〇円」を「一、三六〇円」に、「七、四八〇円」を「七、六二〇円」に、

「一、三九〇円」を「一、四二〇円」に、「七、五九〇円」を「七、七三〇円」に、「一、七二〇円」を「一、七四〇円」に、「四、五一〇円」を「四、五九〇円」に、「五八〇円」を「五九〇円」に、「四、三六〇円」を「四、四四〇円」に、「五、八八〇円」を「五、九九〇円」に、「二、二二〇円」を「二、二六〇円」に、「三、〇二〇円」を「三、〇七〇円」に、「三、六七〇円」を「三、七四〇円」に、「二、六五〇円」を「二、七〇〇円」に、「二、四九〇円」を「二、五三〇円」に、「二、四八〇円」を「二、五二〇円」に、「四、二三〇円」を「四、三一〇円」に、「四、一一〇円」を「四、一九〇円」に、「三、八七〇円」を「三、九四〇円」に、「四、二六〇円」を「四、三四〇円」に、「三、九九〇円」を「四、〇六〇円」に、「六、七四〇円」を「六、八七〇円」に、「三、〇九〇円」を「三、一五〇円」に、「四二〇円」を「四二〇円」に改める。

(鳥取県食品加工研究所手数料条例の一部改正)

第十四条 鳥取県食品加工研究所手数料条例(昭和三十三年四月鳥取県条例第十号)の一部を次のように改正する。

別表中「一、三一〇円」を「一、三三〇円」に、「三、一三〇円」を「三、二九〇円」に、「二、三五〇円」を「二、三九〇円」に、「二、五一〇円」を「二、七五〇円」に、「三、二五〇円」を「三、五〇〇円」に、「三、五四〇円」を「三、八〇〇円」に、「二、九、四五〇円」を「三、〇二〇円」に、「七、五〇〇円」を「七、六四〇円」に、「三、〇九〇円」を「三、一五〇円」に、「七、三五〇円」を「七、四九〇円」に、「六、一八〇円」を「六、三〇〇円」に、「一、四六〇円」を「一、四八〇円」に、「四、一一〇円」を「四、一九〇円」に、「八八〇円」を「八九〇円」に、「四二〇円」を「四二〇円」に改める。

(鳥取県改良普及員資格試験条例の一部改正)

第十五条 鳥取県改良普及員資格試験条例(昭和二十七年十二月鳥取県条例第五十九号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「三千十円」を「三千二十円」に改める。
(鳥取県農業試験場手数料条例の一部改正)

第十六条 鳥取県農業試験場手数料条例(昭和五十年三月鳥取県条例第一号)の一部を次のように改正する。

別表中「二、六四〇円」を「二、六九〇円」に、「四、四一〇円」を「四、五〇〇円」に、「二、三四〇円」を「二、三九〇円」に、「五、八八〇円」を「五、九九〇円」に、「二〇、六〇〇円」を「二二、〇〇〇円」に、「一、三一〇円」を「一、三四〇円」に、「二二、九三〇円」を「二三、三六〇円」に、「一、四六〇円」を「一、四九〇円」に、「二六、一九〇円」を「二六、五〇〇円」に、「二〇、六一〇円」を「二二、〇〇円」に、「九三〇円」を「九五〇円」に、「三、八二〇円」を「三、八九〇円」に、「一、七六〇円」を「一、七九〇円」に、「四二〇円」を「四二〇円」に改める。

(鳥取県家畜人工授精師講習手数料徴収条例の一部改正)

第十七条 鳥取県家畜人工授精師講習手数料徴収条例(昭和六十二年三月鳥取県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「一万六千六百円」を「一万六千六百三十円」に改め、同条第二号中「四万四千三百円」を「四万四千四百八十円」に、「二万七千七百円」を「二万七千八百五十円」に改め、同条第三号中「五万四千三百円」を「五万四千五百四十円」に、「二万円」を「二万六千円」に改める。

(鳥取県家畜商講習手数料徴収条例の一部改正)

第十八条 鳥取県家畜商講習手数料徴収条例(昭和六十二年十月鳥取県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

第二条中「三千二百十円」を「三千二百二十円」に改める。

(鳥取県林業試験場手数料等徴収条例の一部改正)

第十九条 鳥取県林業試験場手数料等徴収条例(平成八年三月鳥取県条例第二号)の一部を次のように改正する。

別表の一を次のように改める。
一 試験手数料

区	分	金額（一件）
2 実大強度試験	(一) 曲げ試験又は圧縮試験 (二) 引張試験	四、二八〇円 一〇、〇三〇円
3 接着強度試験		一、〇九〇円
4 環境試験		一、〇八〇円
5 物性試験	(一) 衝撃試験	一、〇七〇円
	(二) 磨耗試験	九四〇円

別表の二中「四一〇円」を「四二〇円」に改める。

（鳥取県林業改良指導員資格試験条例の一部改正）

第二十条 鳥取県林業改良指導員資格試験条例（昭和三十三年四月鳥取県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「三十十円」を「三千二十円」に改める。

（鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第二十一条 鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年三月鳥取県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

別表中「八円二〇銭」を「八円四〇銭」に、「四一円二〇銭」を「四二円」に、「一、三二〇円」を「一、三三三〇円」に、「三、二九〇円」を「三、三六〇円」に、「七、一〇〇円」を「七、二四〇円」に、「一〇、七一〇円」を「一〇、九二〇円」に、「三三二元」を「三三八円」に、「一、六八〇円」を「一、七二〇円」に改め、同表の備考六中「百分の百三」を「百分の百五」に改める。

（鳥取県立境港水産会館の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第二十二条 鳥取県立境港水産会館の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年三月鳥取県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

別表中「一、三二〇円」を「一、三三三〇円」に改める。

（鳥取県漁港管理条例の一部改正）

第二十三条 鳥取県漁港管理条例（昭和三十四年四月鳥取県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

別表の備考第六号中「百分の百三」を「百分の百五」に改める。

（鳥取県道路路占用料徴収条例の一部改正）

第二十四条 鳥取県道路路占用料徴収条例（昭和二十八年十月鳥取県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

別表の備考第九号中「百分の百三」を「百分の百五」に改める。

（鳥取県都市公園条例の一部改正）

第二十五条 鳥取県都市公園条例（昭和五十四年十月鳥取県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

別表第三中「一、三一〇円」を「一、三三〇円」に改め、同表の備考四中「百分の百三」を「百分の百五」に改める。

別表第四の一の中「一、七七〇円」を「一、八〇〇円」に、「二、三七〇円」を「二、四一〇円」に、「八、八六〇円」を「九、〇三〇円」に、「一一、八五〇円」を「一二、〇八〇円」に、「三三、七一〇円」を「三四、一七〇円」に、「三五、五五〇円」を「三六、二四〇円」に、「四七、四二〇円」を「四八、三四〇円」に、「五八〇円」を「五九〇円」に、「一、五六〇円」を「一、五九〇円」に、「五一〇円」を「五二〇円」に、「一、六〇〇円」を「一、六三〇円」に、「二、一一〇円」を「二、一六〇円」に、「三、二二〇円」を「三、二七〇円」に、「四、二九〇円」を「四、三七〇円」に、「四二、三四〇円」を「四三、一六〇円」に、「八九〇円」を「九〇〇円」に、「一、一九〇円」を「一、二二〇円」に、「四、四三〇円」を「四、五一〇円」に、「五、九三〇円」を「六、〇四〇円」に、「一一、八六〇円」を「一二、〇九〇円」に、「一七、七八〇円」を「一八、一一〇円」に、「六七〇円」を「六八〇円」に、「四、四五〇円」を「四、五三〇円」に、「五四〇円」を「五五〇円」に、「二、六〇〇円」を「二、六五〇円」に、「七、八〇〇円」を「七、九五〇円」に、「一、三〇〇円」を「一、三三〇円」に、「三、九〇〇円」を「三、九七〇円」に、「八六〇円」を

「八八〇円」に、「六五〇円」を「六六〇円」に、「一、九五〇円」を「一、九八〇円」に、「五、二〇〇円」を「五、三〇〇円」に、「二、三〇〇円」を「二、五三〇円」に、「三四、六〇〇円」を「三五、二七〇円」に、「六〇、五〇〇円」を「六一、六七〇円」に、「一七、三〇〇円」を「一七、六三〇円」に、「三〇、二〇〇円」を「三〇、八三〇円」に、「五二、九〇〇円」を「五二、九〇〇円」に、「九〇、八〇〇円」を「九二、五六〇円」に、「二五八、九〇〇円」を「二六一、九八〇円」に、「四五、四〇〇円」を「四六、二八〇円」に、「七九、四〇〇円」を「八〇、九九〇円」に、「一三六、二〇〇円」を「一三八、八四〇円」に、「三三八、三〇〇円」を「三四二、九二〇円」に、「六八〇円」を「六九〇円」に、「二、〇六〇円」を「二、一〇〇円」に、「一、〇三〇円」を「一、〇五〇円」に、「一、三八〇円」を「一、四〇〇円」に、「三、二九〇円」を「三、三五〇円」に、「九、一三〇円」を「九、四一〇円」に、「一六、一〇〇円」を「一六、四一〇円」に、「一三、八六〇円」を「一四、一二〇円」に、「三三、八一〇円」を「三四、二七〇円」に、「四〇、七五〇円」を「四一、五四〇円」に、「三五、四一〇円」を「三六、〇九〇円」に、「六一、五九〇円」を「六二、七八〇円」に、「一、五九〇円」を「一、六二〇円」に、「六〇〇円」を「六一〇円」に改め、同表の二の中「七五〇円」を「七六〇円」に、「二、二七〇円」を「二、三一〇円」に、「三七〇円」を「三八〇円」に、「一、一三〇円」を「一、一五〇円」に、「一、五二〇円」を「一、五四〇円」に、「三、六二〇円」を「三、六九〇円」に、「八、七三〇円」を「八、八九〇円」に、「一五、二五〇円」を「一五、五四〇円」に、「一三、〇四〇円」を「一三、二九〇円」に、「二一、七九〇円」を「二二、三三〇円」に、「三九、六二〇円」を「四〇、三七〇円」に、「三四、二五〇円」を「三四、九一〇円」に、「六〇、〇六〇円」を「六一、二二〇円」に、「五八〇円」を「五九〇円」に、「七三〇円」を「七四〇円」に、「五〇〇円」を「五一〇円」に、「六一〇円」を「六二〇円」に、「一、三八〇円」を「一、四〇〇円」に、「五九〇円」を「六〇〇円」に、「二、一三〇円」を「二、一七〇円」に、「一、〇七〇円」を「一、〇八〇円」に、「七一〇円」を「七二〇円」に、「五、三三〇円」を「五、四三〇円」に、「一五、九八〇円」を「一六、二九〇円」に改める。

別表第五中「財団法人鳥取市公園協会」を「財団法人鳥取市公園・スポーツ施設協会」に、「財団法人鳥取県都市公園協会」を「財団法人鳥取県観光事業団」に改める。
 (鳥取県港湾施設管理条例の一部改正)

第二十六条 鳥取県港湾施設管理条例(昭和三十五年四月鳥取県条例第六号)の一部を次のように改正する。

別表中「六円一〇銭」を「六円三〇銭」に、「八円二〇銭」を「八円四〇銭」に、「一一、〇〇〇円」を「一一、一三三円」に、「一一円三〇銭」を「一二円五〇銭」に、「二六円四〇銭」を「二六円八〇銭」に、「二二円六〇銭」を「二三円」に、「二七円八〇銭」を「二八円三〇銭」に、「四四二円」を「四五二円」に、「一〇円三〇銭」を「一〇円五〇銭」に、「二〇円六〇銭」を「二二円」に、「三〇円九〇銭」を「三二円五〇銭」に、「四〇一円」を「四〇九円」に、「六〇二円」を「六一四円」に改め、同表の備考第六号中「百分の百三」を「百分の百五」に改める。

(鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部改正)
 第二十七条 鳥取県営企業の設置等に関する条例(昭和四十一年十二月鳥取県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第七条中「百分の百三」を「百分の百五」に改める。

(鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部改正)
 第二十八条 鳥取県営病院事業の設置等に関する条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「百分の百三」を「百分の百五」に改める。

別表第一の二中「七千万円」を「七千万二千二百円」に、「八万五千円」を「八万五千二百円」に、「十万円」を「十万二千二百円」に改める。

(鳥取県立青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)
 第二十九条 鳥取県立青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例(昭和五十二年三月鳥取県条例第七号)の一部を次のように改正する。
 別表の一中「二六〇円」を「二七〇円」に、「五二〇円」を「五三〇円」に、「七九〇円」を「八〇〇円」に改める。

(鳥取県立生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第三十条 鳥取県立生涯学習センターの設置及び管理に関する条例(昭和五十四年十月鳥取県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

別表の一中「二、八三〇円」を「二、八八〇円」に、「一、〇一〇円」を「一、〇三〇円」に、「二八〇円」を「二九〇円」に、「二〇〇円」を「二二〇円」に、「一、三二〇円」を「一、三三〇円」に改める。

(鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第三十一条 鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例(昭和四十七年七月鳥取県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

別表の二中「二、一〇〇円」を「二、五二〇円」に、「一〇、六〇〇円」を「一〇、八一〇円」に、「二六、四八〇円」を「二六、八〇〇円」に、「八、二四〇円」を「八、四〇〇円」に、「八、四四〇円」を「八、六一〇円」に、「四、二二〇円」を「四、三〇〇円」に、「四三〇円」を「四四〇円」に改める。

(鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第三十二条 鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

第五条の表中「財団法人鳥取県福祉事業団」を「財団法人鳥取県体育協会」に改める。

別表第一の一中「一、五五〇円」を「一、五八〇円」に、「四四〇円」を「四五〇円」に、「二〇〇円」を「二二〇円」に、「六五〇円」を「六七〇円」に、「一、三〇〇円」を「一、三三〇円」に改め、同表の二中「一、〇一〇円」を「一、〇三〇円」に、「一、二七〇円」を「一、二九〇円」に、「一、六五〇円」を「一、六八〇円」に改める。

別表第二の一中「三三〇円」を「二四〇円」に、「七〇〇円」を「七一〇円」に、「三、四八〇円」を「三、五四〇円」に、「二、四四〇円」を「二、四八〇円」に、「三三〇円」を「三三〇円」に改め、同表の二中「三、一四〇円」を「三、二〇〇円」に、「三、八九〇円」を「三、九六〇円」に、「六、七八〇円」を「六、九〇〇円」に、

「七、七九〇円」を「七、九三〇円」に、「二、二六〇円」を「二、二九〇円」に改める。

別表第三中「二、六七〇円」を「二、七三〇円」に、「一、三三〇円」を「一、三六〇円」に改める。

(鳥取県立倉吉体育文化会館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第三十三条 鳥取県立倉吉体育文化会館の設置及び管理に関する条例(昭和五十六年三月鳥取県条例第八号)の一部を次のように改正する。

第六条中「財団法人鳥取県福祉事業団」を「財団法人鳥取県体育協会」に改める。

別表の一中「七五〇円」を「七六〇円」に、「二、二七〇円」を「二、三三〇円」に、「一、二三〇円」を「一、一五〇円」に、「二五〇円」を「二六〇円」に、「七六〇円」を「七七〇円」に、「二、五二〇円」を「二、五五〇円」に、「三、六二〇円」を「三、六九〇円」に、「一〇、一五〇円」を「一〇、三五〇円」に、「一七、七一〇円」を「一八、〇六〇円」に、「二五、二五〇円」を「二五、五五〇円」に、「二六、一九〇円」を「二六、七〇〇円」に、「四四、八三〇円」を「四五、七〇〇円」に、「三八、九五〇円」を「三九、七一〇円」に、「六七、七五〇円」を「六九、〇六〇円」に、「二、三三六〇円」を「二、四〇〇円」に、「二、九五〇円」を「三、〇〇〇円」に、「三、〇七〇円」を「三、二二〇円」に、「三、八四〇円」を「三、九二〇円」に、「四、七二〇円」を「四、八〇〇円」に、「五、九〇〇円」を「六、〇二〇円」に、「六、一三〇円」を「六、二四〇円」に、「七、六六〇円」を「七、八一〇円」に、「八二〇円」を「八四〇円」に、「一、〇三〇円」を「一、〇五〇円」に、「一、〇七〇円」を「一、〇九〇円」に、「一、三四〇円」を「一、三六〇円」に、「一、六五〇円」を「一、六八〇円」に、「二、〇六〇円」を「二、一〇〇円」に、「二、一四〇円」を「二、一八〇円」に、「二、六八〇円」を「二、七三〇円」に、「六二〇円」を「六三〇円」に、「七七〇円」を「七八〇円」に、「九五〇円」を「九六〇円」に、「一、一八〇円」を「一、二〇〇円」に、「一、二四〇円」を「一、二六〇円」に、「一、五五〇円」を「一、五七〇円」に、「四二〇円」を「四三〇円」に、「四四〇円」を「四五〇円」に、「六八〇円」を「六九〇円」に、「八五〇円」を「八七〇円」に、「八九

〇円」を「九〇〇円」に、「一、一一〇円」を「一、一三〇円」に改め、同表の三中「七五〇円」を「七六〇円」に、「一、〇一〇円」を「一、〇三〇円」に、「一、二七〇円」を「一、二九〇円」に改める。

(鳥取県自動車等運転適性検査手数料徴収条例の一部改正)

第三十四条 鳥取県自動車等運転適性検査手数料徴収条例(昭和四十五年三月鳥取県条例第十四号)の一部を次のように改正する。

別表中「五六〇円」を「五七〇円」に、「五七〇円」を「五八〇円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十六条の規定 平成九年五月一日

二 第三十二条中鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例第五条の表の改正規定及び第三十三条中鳥取県立倉吉体育文化会館の設置及び管理に関する条例第六条の改正規定 平成十一年四月一日

(鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前から継続して供給している工業用水道の供給で施行日から平成九年四月三十日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するものに係る料金については、第二十七条の規定による改正後の鳥取県営企業の設置等に関する条例第七条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

知事等の退職手当に関する条例及び教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成九年三月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第十二号

知事等の退職手当に関する条例及び教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

(知事等の退職手当に関する条例の一部改正)

第一条 知事等の退職手当に関する条例(昭和三十七年十二月鳥取県条例第五十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「及び常勤の監査委員」を「、常勤の監査委員及び教育長」に改める。

第二条第一項中「及び常勤の監査委員」を「、常勤の監査委員及び教育長」に改め、同条第三項中「並びに」を「、遺族からの排除、」に、「場合」を「場合等」に、「取扱」を「取扱い並びに退職手当の返納」に、「及び第十七条」を「から第十七条の二」まで」に改める。

第三条の四の見出し中「管理者」の下に「及び教育長」を加え、同条第一項中「管理者」の下に「又は教育長」を加え、同条第二項前段中「第四項まで」の下に「及び前二条」を、「管理者」の下に「及び教育長」を加え、同条後段を削る。

第四条第四項中「教育長等」を「企業職員等」に改める。

(教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第二条 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和三十四年十月鳥取県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

(給与)
第二条 教育長に支給する給与については、別に条例で定めるもののほか、給料、通勤手当及び期末手当とする。

2 教育長の給料の額は、月額八十四万五千円を超えない範囲内において教育委員会が知事と協議して定める。

3 教育長の通勤手当の額は、一般職の職員の例による額とする。

4 教育長の期末手当の額は、給料月額額の百分の百四十五に相当する額に一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成九年四月一日から施行する。ただし、第一条中第二条第三項の改正規定は、公布の日から施行する。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

2 職員の退職手当に関する条例(昭和三十七年十二月鳥取県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

第八条の二(見出しを含む。)中「管理者」の下に「又は教育長」を加える。

第九条第五項中「、教育長」を削り、「教育長等」を「企業職員等」に改める。

第十八条の見出し中「教育長等」を「企業職員等」に、「取扱」を「取扱い」に改め、同条中「教育長等」を「企業職員等」に改める。

附則第二十四項中「副知事」の下に「、病院事業の管理者又は教育長」を加える。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

3 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和四十八年七月鳥取県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「教育長等」を「企業職員等」に改める。

4 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和六十一年三月鳥取県条例第六号)の一部を次のように改正する。

附則第五項中「教育長等」を「企業職員等」に改める。

職員の退職手当に関する条例の特例に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

平成九年三月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第十三号

職員の退職手当に関する条例の特例に関する条例を廃止する条例

職員の退職手当に関する条例の特例に関する条例(昭和三十八年三月鳥取県条例第十四号)は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。